

平成 27 年 10 月 5 日

各 位

株式会社 西 京 銀 行  
取締役頭取 平岡 英雄

<特定創業支援事業>さいきょう ちゃレサポの日『創業個別相談会』の開催について  
～西京銀行は創業&第2創業（経営革新）に取り組む方をサポートします！～

西京銀行は、「周南市」「宇部市」が認定を受けた「創業支援事業計画」において、休日創業相談窓口「さいきょう ちゃレサポの日」（以下、ちゃレサポの日）を開設し創業（第2創業含む）をサポートさせていただき取組みをしております。

昨年度に引き続き、下記のとおり県内2ヵ所にて『創業個別相談会』を開催いたしますので、お知らせします。

本相談会は「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」等幅広い分野のご相談にきめ細やかにお応えいたしますので、奮ってご応募ください。

記

開催日程	10月17日（土）・11月14日（土）・12月12日（土） 1月16日（土）・2月13日（土）・3月12日（土）
開催時間	10：00～16：00
会 場	西京銀行周南支店・西京銀行厚南支店 ※各会場5名さま（無料・先着順・事前申込制） ※詳細は別添のチラシをご参照ください

以 上

これからも当行は、創業を希望する皆さまへのサポートを一層深め、地域経済の活性化に努めてまいります

◆ 本件に関するお申込み・お問合せ（HPよりお申込頂けます）

西京銀行地域連携部（担当：三井）

TEL：0834-22-7665 FAX：0834-27-1733

E-Mail：[renkei@saikyobank.co.jp](mailto:renkei@saikyobank.co.jp) URL：<http://saikyobank.co.jp/>

- ※ 「さいきょう チャレサポの日」とは、創業者の皆さまによるチャレンジをサポートする日として、西京銀行が定めた休日創業相談実施日のことを表しています。
  
- ※ 特定創業支援事業とは、創業希望者等に対して行う1か月以上にわたる継続的な支援で創業者の「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取組をいいます。  
本支援を受けた創業者には、登録免許税の軽減措置、信用保証枠の拡大等の支援策が適用されることとなります。
  
- ※ 産業競争力強化法における「各市町」の創業支援事業計画概要については、中小企業庁ホームページをご参照ください  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/nintei.htm>